

Title	英国の選挙法改正 ( 上 )
Sub Title	
Author	占部, 百太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.4 (1918. 4) ,p.477(73)- 486(82)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180400-0073">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180400-0073</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

雜 録

英國の選舉法改正(上)

占部百太郎

最近着タイムズ(二月二十一日迄)の記事に據れば、昨夏下院を通過した英國の選舉法改正案は新年勿々上院に附議せられ、婦人に選舉權を與る條項の削除其他に就き修正の動議が出たけれど何れも否決せられた。上院では其後も尙審議を重ねつゝある模様であつたが、貴族院の多數が大戦中此の法案を否決し庶民院に挑戦して舉國一致を破るの非なるを覺悟せること明白な

る以上同案の通過は最早疑なき所である。或は既に通過して確定議となつて居るのかも知れないけれど、未だ詳報に接しないから其の成行は判明せぬ。

願れば選舉法改正問題は、愛蘭自治法案及びウェールズ國教廢止法案と共に自由黨政府の三大政策であつて、一九一一年に通過した國會法即ち上院否認權制限法は其實此の三大問題を解決せむが爲の前提と見る可きであつた程である。爾後歐洲大戰破裂に至る迄、自由黨政府は是等三大政策遂行の爲、目覺ましき活動をしたことは、未だ世人の記憶に新たなる如くである。愛蘭自治法案もウェールズ國教廢止法案も大戦前兩院を通過したけれど(愛蘭自治法は之が實施に際して故障を生じ、目下愛蘭自治協議會で審議中である)、惟り選舉法改正案のみは、決議

を見なかつたのである。所が英國朝野の間には大戦中舉國一致の潮合に乗じて、各政黨の間殊に自由、統一兩黨の間の繋争問題となつて居る多年の懸案を解決しやうとの意見一致して、開戦後此種問題の決定せられたるもの一二に止まらないのであるが、既に事實上確定せられて法律となる可き此の選舉法改正案は、蓋し其中の最大問題であらう。戦後英國の社會が各方面に於て如何なる變革を蒙る可きやは豫見すること出来ないけれど、三十歳以上の婦人六百万人に選舉權を與る事とせる新選舉法の實施が英國の政治界に及ぼす影響は、殊に極めて大なるものがあらう。一八三二年の選舉法で、從來貴族地主等のみ政權を局限して居た選舉權を中等階級たる商工業社會に擴張し、其後一八六七年と一八八四年の二回の改正で選舉權を勞働社會の

大部分に與へたる以上は、當然の順序として、今度選舉權が婦人に賦與せらるゝに至れること敢て怪むに足りない。然し元來保守主義なる英國人が幾多の障害を排して此の如き大決斷に出でたるは、畢竟大戦の副産物ではあるけれど、一面に於て進取の氣象の熾むるアングロ・サクソンの本相を發揮して居る。

二

英國の新選舉法案を説明するに先ち、此の問題の由來を概説することが必要であらう。第十世紀中、英國は二度選舉法を改正したけれど、一八八四年の改正に繋る現選舉法は歐米に於ける多數の國が普通選舉制を採用せるに引かへ、依然財産其他の資格を要する制限的のものである。是れは畢竟英國人の保守性が歴史上の因縁に拘泥して根本的に合理的改革を行はしめな

つた結果に外ならぬ。余は讀者の倦怠を恐れて、此の煩瑣なる英國現選舉制度の大要を掲ぐるに止めやうと思ふ。

先づ州部(Counties)に於ては下記の資格者に選舉權を與る。(一)四十志及び其以上の純年收ある相續若くは賣買に依る自由保有不動産所有者(Freeholder)。若し其の自由保有不動産(Freehold)が相續、結婚、贈遺、僧職就任(是等の場合は何れも四十志の純年收)に依るに非るよりは、即ち一代自由保有(Freehold for life)なるときは、純年收五磅たるを要す。賣買に依る自由保有不動産所有者は七月十五日以前六ヶ月間所有者たることを要す。相續其他の場合には所有の時期を要せず。(二)五磅或は五磅以上の純年收ある公簿に依る不動産所有者(Copyholder)封建時代に於て農奴たりし者)。其の所有の條件は

自由保有不動産所有者と同じ。(三)長期借地人(Tenant for years)。五磅若くは其以上の純年收ある六十ヶ年より少なからざる借地人。若し二十ヶ年以上六十ヶ年以下なるときは、純年收三十磅たるを要す。賣買に依る長期借地人の場合には七月十五日以前十二ヶ月間保有者たることを要す。相續其他の場合には此種の期限を要せず。

次に州部及び都市選舉區(Boroughs)に於ては下記の資格者に選舉權を與る。(一)純年收十磅を下らざる土地の所有者若くは借地人。(二)如何なる住家たるを問はず、其の所有者若くは借地人。住家(dwelling-house)なる語は家主若くは其の借家人に轉貸したる借家人の住居せざる家を謂ふ。若し家主若くは轉貸人が該家屋に住居するとき其借家人は借家人に非ずして下宿人(Tenant)なり。(三)公私の職業に依りて占有

(occupation) する住家。但し此の場合には傭者の同居せざることを要す。以上三種の資格者の場合に於ては、同一選舉區内にして其の期間繼續するときは必ずしも同一建物を占有するを要せず。(四)純年收十磅の室内造作裝飾なき下宿人。以上占有の總ての場合を通じて、七月十五日以前十二ヶ月間占有の期限を要す。

選舉名簿の作成はバリストール之に當るのであるが、毎年、倫敦及びミッドルセックスにては王座裁判所長(Lord Chief Justice)之を任命し、其他の選舉區では巡回裁判の首席判事之を任命する。是等のバリストールは選舉名簿訂正の爲各地を巡回し選舉權の資格に就て裁定するのであるが、若し其の裁判に不服ある者は控訴の途も開けて居る。是等選舉名簿に成るべく自黨の人を多く登録せしめやうとて各政黨が競争する。要

するに英國の現制度では選舉資格は各自の申請に依て始めて獲得せらるゝのである。

三

以上は現選舉法の大要である。自由黨政府は一八八四年選舉法改正を遂げた翌年選舉區劃の改正を行つたが、間もなく政權に離れて、爾後一八九二年から同九五年を除き、殆ど二十年間政府反對の側に在つたから、社會の變動に伴ふて選舉法の改正を行ふ必要を認められたにも拘はらず、之が機會を獲なかつたのである。一九〇六年自由黨が久し振りに政局に立つた當座は差し迫つたる社會政策の遂行とか財政計畫の實施とか、國會法の決議とかに慌はしく、選舉法改正は未だ英國政界の問題となるの運びに至らなかつた。然し自由黨政府が其の經綸を行ふ一大障礙たる貴族院の否認權を制限し得たる翌年(一

九一二年)アスキース内閣はいよゝゝ選舉法改正案を國會に提出するに至つた。是れより先さハロルド・ペーカーは同年春所謂重複投票廢止案(Plural Voting Bill)を庶民院に提出したけれども、委員會に附託せらるゝに至らずして否決せられた。既に述べたる如く、英國の現選舉法は歴史的產物であつて、合理的に編成せられて居ないから、幾多の異例がある中に、最も甚だしきは規定の財産を所有する者は一人で數選舉區に亘つて投票するを得る事である。英國の總選舉は全國同日に行はれないのみならず、交通機關の發達せる今日何等重複投票に差支はない。比較的多くの貧民を網羅する自由黨は此の重複投票の廢止を公約して居る。併し自由黨側の所謂『一人一票』(one man one vote)の主義に反對して、統一黨側は『一票一價』(one vote one

value)をモットーとして、選舉權を一人一票に制限する前に方つて選舉區劃の改正を行はねば不公平であると叫びて居る(愛蘭は四萬四千人に付き一人の代議士を出せるに、英蘭は六萬七千人に付き一人の割である)。仍でアスキース内閣は七月選舉法改正案(Franchise and Registration Bill)を下院に提出した。此の案は今度の改正選舉法の骨子を成せるものであるから、其の概要を述べれば、(一)一選舉區以上に亘つて登録せられ又は投票せざる事、(二)選舉人は居住及び占有の資格を要するのみで其他の制限なく、財産資格は全く廢止する事、(三)居住及び占有の時期は六ヶ月の連續時期に限る事、其他(四)從來一年一回選舉名簿を作成し來りたるを國會及び地方議會に共通する常設の名簿を作り、且バリストールの代りに都市及び州部の書記が夫れ

く選舉名簿の作成に當り、選舉名簿に異議ある者は Revision Court の代り州裁判所に申立つる事とし、尙(五)英國に特有なる大學の選舉權は廢止し(六)貴族は投票權を失ふも被選舉權は與へらるゝ事等であつた。此の法案が委員會に附託せらる可き運になつたとき、種々の修正説が出で、婦人に選舉權を與へむとせられたので、夫れでは原案の性質を没却するものである、婦人選舉權の事は別個の案に具體す可きものであるとの首相アスキスの旨を受けたる議長の注意があつた。此の如き事情の下にアスキスは一九二二年一月二十三日政府は同案を撤回すると宣言した。婦人選舉權問題は下に述ぶるやうに幾多の歴史を經來つたものであるか、アスキス自身婦人選舉權反對論者であつたのみならず、同問題をば一般の選舉法改正問題と

混淆したならば紛糾に紛糾を加へて到底收拾するを得ないと見て、かくは同案を撤回したのである。

一九一三年四月重複投票廢止法案は又も提出せられた。これは總選舉執行中には一選舉區以上に亘つて國會の選舉を行ひ、若くは選舉の爲投票用紙を請求してはならぬと規定した法案であつたが、七十一票の多數で七月庶民院を通過したけれど百二十四票の多數で貴族院に於て否決せられた。

翌一九一四年四月重複投票廢止案は又も庶民院に提出せられた。統一黨のヒューム・ウィリアムは廢案の動議を提出して此の政府案は重複投票てふ一異例に變革を加ふるのみで、然も此の如きは政府黨の側から見ても英國の代議制度に於ける最大の改革に非ずと論じた。殖民大臣ハ

ーコートは辨じて曰く、選舉法に關する從來の種々の法案は貴族院と婦人參政論者の妨害に遭ふて何れも成立するに至らなかつた。故に選舉法に關して政府の希望するが如き重複投票廢止以外の改革を遂行す可き機會がなかつたのである。『一人一票』は一九〇六年の總選舉以來自由黨選舉民の要求である云々。尙同大臣は統一黨の要求する選舉區劃の改正は愛蘭自治案に於てこれを遂ぐる事が出來ると附言した。夫れから商務院總裁ランシマンは此の重複投票廢止案に成立せむか、政府は反對黨の領袖と協商して選舉區劃改正委員會を設立する意嚮ありと陳述した。結局二讀會は四月二十七日二百四十七對三百二十四票の多數を以て通過した。三讀會に於ても政府側は何處迄も交讓の態度に出て反對黨の主張に繋る『一票一價』の方策に就て協商

せむことを辨じたけれど、統一黨のセシル卿の如き極力政府を攻撃した。然し廢案の動議は六月十五日三百二十對二百四十二票の差で消滅し政府案は庶民院を通過した。

かくて貴族院に回送せられた重複投票廢止案は、クリュー卿政府を代表して二讀會の動議を提出した。統一黨の貴族は政府の選舉區劃改正委員會設立の約束の頼むに足らざること並びに重複投票は其實二票以上即ち住所と職業の事務所々在地或は大學の外行はれざることと述べ、政府案の急要ならざる旨を論じ、結局七月十五日四十九對百十九票の少數を以て政府案は否決せられた。當時愛蘭自治問題の形勢險惡を加へ來つたので、此案の否決は餘り多く世間の注意を惹かなかつたのである。

英國に於ける選舉法改正問題と最も密切なる關係があり、且今後影響の最も重大なるは婦人選舉權問題である。ジョン・ステュアート・ミルは夙に婦人に參政權を與ふ可きを唱道し、一八六六年デズレリーの選舉法改革案中の *Men* とあるを *Persons* と修正して婦人に選舉權を與へむとの動議を提出したが、否決せられた。婦人參政權の問題が著るしく活氣を呈するに至つたのは一九〇五年バンカースト母子が首唱して、從來の溫和なる所謂立憲的運動を捨て、猛烈なる暴力手段を採るに至つた以後の事である。一九一〇年七月婦人參政權論者各派の間に妥協せられたる所謂 *Conciliation Bill* 國會に提出せられ、一九〇對二九九票の多数で二讀會を通過したけれど全院委員會で擱置されて了つた。同案に據れば、唯だ都市及び地方議會の選舉權を既に有

する者に限り國會の選舉權を與へらるゝ事とせられ、隨て其數は極めて少數であつた。然し同論者は一度釁隙を得れば漸々と割込むで遂には大に婦人の政權を確立するを得可しとて、之に満足したのであつたが不幸にも斯の如く擱置されて了つた。一九一一年末アスキースが一般選舉法改正案提出の意嚮があるから、婦人に選舉權を與るやう是れを修正し得べしと宣言したので婦人參政論者は又も暴行を演じて一氣に多年の目的を遂げむと圖つたけれど、未だ其の機會が到着せず、一九一三年の修正案も前述の如く選舉法改正の原案が撤回せられて、蛇蜂取らずに終つたのである。

一九一三年の終に臨むで、自由黨在官者の間に次回の選舉法改正案中婦人選舉權を包括せしめむとの目的を以て、倫敦とマンチェスターの

兩市に於て同時に協會が組織せられた。兩協會は一九一四年夏合同を遂げたのであるが、其中に數多の自由黨名士を網羅して、婦人參政權問題がいよゝ實際政治の圏内に入りつゝあることが證明せられた。婦人選舉權の條項が今度の改正案に包含せらるゝに至つたのは、此の協會の力與つて多きに居ること云ふ迄ない。

一九一四年八月五日の開戦と共に婦人參政權を目的とする各協會は翕然として運動を中止し軍國の爲盡瘁する事となつた。各協會の事務處は夫れ々政府に提供して軍國の用に充てられた。フォーセット夫人を首領とする穩和派で婦人參政權協會中の最大團體たる倫敦の *National Union* の建物の如きは、現に特志婦人の登録、分配の本部に宛てられ、今迄の巾幗政論家は市の役人と相並むで國家の爲に活動して居る。其他

野戦病院や軍國の救濟事業にして婦人參政權論者の關係せざるはない程である。開戦後間もなく政府は婦人參政權主張の爲亂暴して禁獄せられた者を悉皆特赦した。 *Militant Suffragettes* と呼ばれたバンカースト夫人一派即ち *Women's Social and Political Union* の婦人連は國會に亂入したり、大官を襲撃したり、店舗を破壊したりして最も警察官を手古磨らした連中で、監獄に入れられても絶食同盟をして役人に厄介を掛けて居たが、開戦以來バッターリ亂暴を止めて専心軍國の爲活動して居る。即ちクリスタベル・バンカースト嬢は巴里の逃亡先から歸來して、徵兵應募勸説の爲例の雄辯を振ふて居る。シルヴィア・バンカースト嬢は倫敦の貧民窟イースト・エンドで貧窮者の爲無代同様に食物を供給して居る。先きに散々の暴行を演じて、一般社會から

蛇蝎視せられて居た婦人參政權論者の此の如き國難に對する天晴れなる態度は冷ねく國民の認むる所となつた。是れが彼等をして多年の目的を達するに至らしめた重なる原因となつたるは、云ふ迄もない。(三月十五日稿)

### 十三行

田中萃一郎

前年學報で支那の鎖國時代に廣東の外國貿易を獨占して居つた公行に就て説明を試みた際、康熙五十九年創設の當時十六人であつた組合員が乾隆二十二年に二十六家と爲り、『それが後に

段々減じて十三人になり十三行と云ふのは、公行と云ふのと同一の固有名詞として用ゐらるゝやうになりました。同治二年に出來た桂文燦の「廣東圖說」卷一南海縣の條にも西隅堡即西關附郭……有海關……向有十三洋行。爲外國互市處とあります」と記したが、十三行と云ふのは以下は全く誤解に出でた斷定で、『廣東圖說』の十三洋行も將た又王之春の『洋務柔遠記』道光八年の條に常踞十三行之英會、能通漢字漢語とある十三行も共に商館のことであつて公行のことでは無いのである。

『外國商館の建てる地は極めて狭く東西約六十ロッド(一ロッドは五ヤード半)南北約四十ロッドにして商館の多數と共に行商の所有に屬す。商館は之を十三行と稱し一二の小徑の貫通する

あれど一郭を爲せり、各商館は與行より云へば一郭に亘り好運を示せる名稱を有す。東より數へて第一は義和行 E-ho hang と稱し外人は之を Creek factory と呼ぶ。第二の和蘭商館は集義行 Tseih-e hang と稱す。第三の英國商館は保和行 Paou-ho hang と稱し小徑を隔て、第四の豐太行 Fung-tae hang と接す。第五は英國の老商館にして隆順行 Lung-shun hang と稱し第六の瑞典商館は瑞行 Suy hang と呼ぶ。第七の Ma-ying hang は又帝國商館と稱し第八を寶順行 Paou-shun hang とす。第九の米國商館即ち廣源行 Kwang-yuen hang の次に China street と稱する廣き往來ありて行商の占居せる第十との間を界す。第十一は佛國商館第十二は西班牙商館第十三は丁抹商館にして第十二と第十三との間には支那商人の居住せる往來あり通衢 New China

Street と稱す。各商館は三棟四棟若くは以上に分れ外商は或は一棟を占むるあり或は數棟を占むるあり。商館は何れも煉瓦若くは花崗石を以て築かれ二階造にして堂々たる建物なり。屋上に翻々たる外國旗は殊に外國人をして支那の彩旗陋屋と比して快感を覺えしむるものあり。』是は一八三三年の十一月にこの十三行の一に於て發行された雜誌 The Chinese Repository のうちに見えた廣東記事の一節で當時の十三行は實にかくの如くであつたのである。

十三行は一八二二年に火災に罹つて後再築されたのであるが一八四二年の十二月七日に廣東の市民は一揆を起して義和、集義、保和の三行を焚き、翌年の十二月二十六日には復た佛西丁三國の商館を焚ひた。一八四五年の七月に發行した The Chinese Repository に掲げてある十